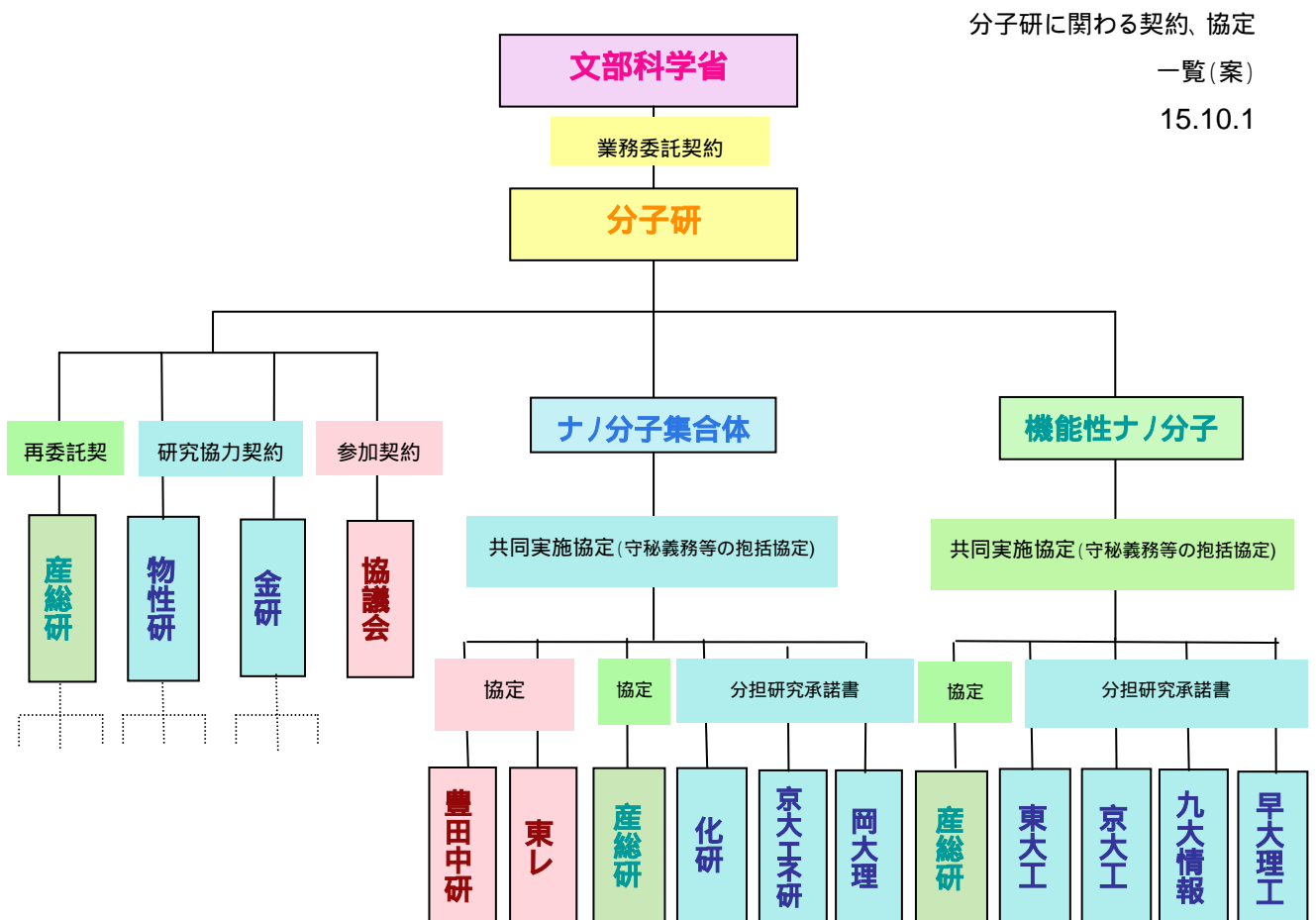


3) 知的財産権関連

1. 業務委託契約：締結済み（文科省 - 分子研）
2. 研究協力契約：締結済み（分子研 - 東大物性研、東北大金研）
3. 再委託契約：文科省のひな型で締結予定（分子研 - 産総研；成果の公開などの「確認書」も同時に締結予定）
4. 共同実施協定：締結予定（分子研、金研、物性研、産総研 - 各研究グループの全参加機関；各研究グループの守秘義務等の包括協定）
ナノ分子集合体グループで先行締結。他のグループも同様に締結予定。
5. 社員の研究参加に関する協定書：締結予定（分子研、金研、物性研、産総研 - 各研究グループの各参加企業；各研究グループ内の各参加企業との協定）
6. 研究分担者承諾書（分子研、金研、物性研、産総研 - 各参加大学）
7. 「ナノ設計実証」の公募の参加契約（分子研 - 各参加企業）



確 認 書

委託者岡崎国立共同研究機構（以下「甲」という。）と受託者独立行政法人産業技術総合研究所（以下「乙」という。）は、甲が文部科学省と契約を締結した平成 15 年度科学技術試験研究「超高速コンピュータ網形成プロジェクト（ナショナル・リサーチグリッド・イニシアティブ）～ナノシミュレーションによるグリッド・コンピューティング環境の実証研究～」（以下「委託業務」という。）委託契約書第 3 条 4 項に基づき、甲が乙と契約を締結した「統合ナノシミュレーションシステムの研究開発：ナノ複合系設計の研究開発」（以下「再委託業務」という。）を乙が実施するに当たり、以下のとおり覚書を締結するものとする。

（研究成果の公開）

第 1 条 甲及び乙は、委託契約及び再委託業務を実施するに当たり得られた研究成果は原則として全て公開することに合意するものとする。公開の時期・方法については、事前に研究参加者を通じて甲乙協議のうえ、甲が決定するものとする。

2 前項にかかわらず、工業所有権による保護の対象となる可能性のある発明・考案であって乙が出願権（共同出願権を含む。）を有するものに関する情報については、乙が前項の協議で異議を述べた場合には守秘義務が消滅するまで公表を行ってはならないものとする。

（研究成果物の取扱い）

第 2 条 甲及び乙は、委託契約及び再委託業務の実施により得られた研究成果物の取扱いについて別途管理規程を定める事とし、これに従うことに合意するものとする。

平成 15 年 4 月 1 日

甲 愛知県岡崎市明大寺町字西郷中 3 8 番地
岡崎国立共同研究機構
分子科学研究所長 茅 幸 二 印

乙
独立行政法人
産業技術総合研究所 印

ナノ分子集合体に係る研究共同実施協定

文部科学省が平成 15 年度から開始した委託事業「超高速コンピュータ網形成プロジェクト(ナショナル・リサーチグリッド・イニシアティブ)」の一環として岡崎国立共同研究機構が受託した「ナノサイエンス実証研究」のうち、ナノ分子集合体に係る研究グループ(グループリーダー：岡崎国立共同研究機構分子科学研究所 岡崎 進)による共同研究(以下「本共同研究」という)について、関係機関(別表)が一体となって相互に有機的連携を保ちながら当該開発を強力に推進していくため本協定を締結する。

第 1 条 (研究推進に向けた相互の協力)

本協定の締結者は、本共同研究の推進のために、相互に緊密な協力と情報交換を行う。岡崎国立共同研究機構の分子科学研究所は、本共同研究の中核的機関として本協定の締結者間の調整を行う。

- 2 岡崎国立共同研究機構は、前項に述べる密接な連携協力を促進するために、グループ研究計画書に規定するグループリーダー及び分担研究代表者による連絡会を開催する。
- 3 前項の連絡会の議長は本共同研究のグループリーダーが行い、連絡会の開催の日時・場所等は、別途議長が定めるものとする。

第 2 条 (民間企業からの研究参加)

本協定の締結者は、本共同研究を推進するために岡崎国立共同研究機構分子科学研究所が民間企業と別途協定を締結して民間企業の従業員を本共同研究に参加させることを承認する。

第 3 条 (未公表の研究内容の開示禁止)

本協定の締結者は、他の締結者又はその構成員から開示された研究内容につき、対外的な公表がなされるか又は開示をした締結者の同意がない限り、本共同研究の関係者(本共同研究のために秘密情報を知る必要のある自らに所属する職員・従業員)以外の一般の第三者に対して公表しないものとする。

第 4 条 (改正、疑義等の解決)

本協定の改正または廃止、締結者の追加または変更等が必要な場合、若しくは本協定の運用等に関する疑義等が生じた場合には、第 1 条 2 項に定める連絡会において誠意をもって審議し、決定するものとする。

なお、分担研究者等の追加または変更等があった場合は、書面により速やかに報告するものとする。

第5条（有効期間）

本協定の有効期間は、締結時から本共同研究の終結までとする。但し、第3条の規定は本共同研究の終結後も適用されるものとする。

平成15年__月__日

愛知県岡崎市明大寺町字西郷中38番地
岡崎国立共同研究機構 分子科学研究所長 茅 幸二 印

京都府宇治市五ヶ庄
京都大学 化学研究所長 印

別 表

関係機関

岡山市津島中 3 丁目 1 番 1 号
岡山大学理学部

宇治市五ヶ庄
京都大学エネルギー科学研究所

茨城県つくば市東 1 - 1 - 1
独立行政法人産業技術総合研究所

滋賀県大津市園山 3 丁目 2 番 1 号
東レ株式会社先端研究所

愛知県長久手町
豊田中央研究所

従業員の研究参加に関する協定書

岡崎国立共同研究機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙の従業員である（以下「研究参加者」という。）が甲のナノ分子集合体に関する研究（以下「本件研究」という。）に参加することに関して、以下の通り合意するものとする。

（研究参加者の本件研究への参加の承認）

第1条 乙は、その従業員である研究参加者が、勤務時間内を含めて随時本件研究に参加することを承認するものとする。

2 研究参加者は、主として乙の事業所内から情報ネットワークを通じて本件研究に参加することが予定されているが、必要に応じて甲その他の研究機関を訪問する必要があることを乙は承認するものとする。

3 乙は、合理的な範囲で研究参加者の本件研究への参加に便宜を図るものとする。

4 甲は、研究参加者の人件費、旅費、日当等を負担する義務を負わないものとする。

（研究成果の帰属）

第2条 研究参加者が単独で行った発明・考案についての出願権（海外での出願権を含む。以下同様）は、当該研究参加者単独の職務発明として乙に帰属するものとする。

2 研究参加者が甲の教官その他の研究職員（以下「教官等」という。）と共同で、又は参加者が甲の研究成果に依拠して行った発明・考案についての出願権は、甲及び乙の共有とする。

3 甲の教官等が単独又は他の教官等と共同で行った発明・考案は、教官等の職務発明として甲に帰属するものとする。

（共有に属する発明・考案の取扱い）

第3条 甲及び乙は、出願権が両者の共有に属する発明・考案の出願につき必要に応じて随時協議するものとする。

2 出願権が共有に属する発明・考案につき、甲及び乙の両者がある国での工業所有権の出願を希望する場合には、共同名義にて出願を行い、弁理士費用、翻訳費用、出願料、登録料、その他の費用を折半にて負担するものとする。一方当事者が工業所有権の出願を希望しない国については、特許出願を希望する当事者は当該国について単独で出願を行うことができるものとする。この場合において、出願を希望しない当事者は当該発明の当該国における特許に関する権利の譲渡証書又はその他出願する当事者が要望する当該国での出願に必要な書類を出願する当事者に提出するものとする。

3 共同出願にかかる工業所有権が権利として成立した場合、かかる工業所有権（以下「共有特許権等」という。）の実施については、以下の通りとするものとする。

乙並びにその親会社及び子会社（直接又は間接に50%を超える資本関係が存在する関連会社）は、共有特許権等を無償で非独占的に実施することができるものとする。

甲及び乙は、共有特許権等を自由に第三者に非独占的に使用許諾（以下「本件許諾」という。）することができるものとし、本件許諾から得られる使用料は本件許諾を行った当事者に帰属するものとする。甲は、本件許諾につき、技術移転機関その他の仲介機関を自由に用いることができるものとする。

(出願までの期間の守秘義務)

第4条 本件研究によって、工業所有権による保護の対象となる可能性のある発明・考案がなされた場合には、かかる発明・考案につき少なくとも一つの国で出願がなされるか、又は出願を行わないことが決定されるまでの間、各当事者は出願権を有する(共有を含む。)他方の当事者に対してかかる発明・考案に関する情報を秘密として保持する義務を負うものとし、相手方の同意なしに組織外の第三者には一切開示しないものとする。但し、以下の者に対しては、秘密保持義務を課した上で必要な範囲で開示を行うことができるものとする。

弁理士、弁護士、公認会計士、及びこれに準じる専門家

本件研究又はそれと関係する研究につき甲と共同研究を行っている研究機関

- 2 他方の当事者から照会があった場合には、単独又は共同で出願権を有する当事者は1ヶ月以内に出願するか否かを決定し回答するものとする。
- 3 次条による研究成果の公表に関する協議がなされたにもかかわらず、工業所有権の出願の可能性を理由とした公表への異議が出されなかった場合には、本条第1項の規定にかかわらず、各当事者は当該協議にかかる研究成果の公表を行うことができるものとする。

(研究成果の公表)

第5条 本件研究の研究成果は原則として全て公表するものとする。公表の時期・方法については、事前に研究参加者を通じて乙と協議の上、甲が決定するものとする。

- 2 前項にかかわらず、工業所有権による保護の対象となる可能性のある発明・考案であって乙が出願権(共同出願権を含む。)を有するものに関する情報については、乙が前項の協議で第4条第1項の守秘義務を理由として異議を述べた場合には守秘義務が消滅するまで公表を行ってはならないものとする。
- 3 乙は、研究参加者が関与した研究の成果であっても、甲又は甲と共同研究を行っている研究機関の研究成果を、甲の同意なしに公表してはならないものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成15年 月 日

(甲) 愛知県岡崎市明大寺町字西郷中38番地
岡崎国立共同研究機構
分子科学研究所長 茅 幸二 印

(乙)

平成 年 月 日

研究分担者承諾書

研究代表者所属・職・氏名

岡崎国立共同研究機構・
分子科学研究所長・茅 幸 二 殿

委託課題名

平成15年度科学技術試験研究「超高速コンピュータ網形成プロジェクト(ナショナル・リサーチグリッド・イニシアティブ)～ナノシミュレーションによるグリッド・コンピューティング環境の実証研究～」

分担研究課題名：ナノ分子集合体研究

(研究期間 平成 年度～平成 年度)

標記分担研究課題の研究を推進するにあたり、以下の確認事項を遵守し、研究分担者となることを承諾します。

研究分担者所属・職・氏名

印

当機関に所属する上記の者が、標記の分担研究課題の研究分担者となることを承諾します。

研究分担者の所属機関長の職・氏名・職印

印

確認事項

1. 毎年度文部科学省と契約を締結する委託契約書に従い研究を進めるものとする。
2. 1)委託契約及び再委託業務を実施するにあたり得られた研究成果は原則として全て公開するものとする。
公開の時期・方法については、事前協議のうえ、分子科学研究所長が決定するものとする。
2)工業所有権による保護の対象となる可能性のある発明・考案であって出願権(共同出願権を含む。)を有するものに関する情報については、前項の協議で異議を述べた場合には守秘義務が消滅するまで公表を行ってはならないものとする。
3. 委託契約及び再委託業務の実施により得られた研究成果物の取扱いについては別途取り決め、それに従うものとする。

ナノ設計実証公募研究参加契約書（案）

岡崎国立共同研究機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、「超高速コンピュータ網形成プロジェクト(ナショナル・リサーチグリッド・イニシアティブ)～ナノシミュレーションによるグリッド・コンピューティング環境の実証研究～」(以下「ナノサイエンス実証研究」という。)により開発中の統合ナノシミュレーションシステムのソフトウェア及びこれを構成する個々のプログラム並びに電子計算機（以下総称して「本件システム」という。）を利用した公募研究の実施を通じた本件システムの実証実験につき、以下の通り合意するものとする。

（乙に対する本件システムの提供と公募研究の実施）

- 第1条 甲は、開発中の本件システムを提供して実証実験の目的で本契約に定める条件にて乙による本件システムの利用を許諾するものとする。なお、乙が利用できる本件システムの具体的な範囲や利用方法については、甲・乙間で別途協議の上決定するものとする。
- 2 乙は、甲が実施する本件システムの実証実験の公募において乙が提案した研究テーマの研究（以下「本件公募研究」という。）を、本件システムを利用して行うものとする。
- 3 乙による研究活動の費用は全て乙が負担する。但し、本件システムについての費用(利用の対価・費用を含む。)の負担は要しないものとする。

（乙に対し許諾される本件システムの利用の範囲）

- 第2条 乙は、本件公募研究の目的に限り、且つ本契約に定める本件システムの利用期間中のみ、本件システムの利用をすることができるものとする。この場合、甲の事前の承諾を得て、本件システムの利用に際して、自己が保有するソフトウェアを使用することができるものとする。
- 2 甲は、本件システムを稼働させるための計算機等の機器の稼働状況、本件システムのメンテナンス上の都合、本件システム自体の研究や改良、その他の合理的な理由であってやむを得ない場合、本件システムの利用の停止又は制限を乙に申入れることができるものとし、具体的な対応については、その都度甲・乙間で協議して、決定するものとする。

（研究成果の帰属）

- 第3条 本件公募研究の成果（これに関する発明・考案等及びそれに基づく国内外の知的財産権を含む。）は、本契約に別段の定めがない限り、全て乙に帰属するものとする。
- 2 本件公募研究の実施における乙による本件システムの利用の過程で得られた本件システム自体に関する知見、本件システムの利用状況に関するデータ、本件システムの改良や修正、本件システムの利用方法や運用技術、その他本件システム自体に関する成果は公開とするものとする。

（乙による情報提供）

- 第4条 乙は、本契約に定める本件システムの利用期間において、本件公募研究の進行状況、本件システムの利用方法、本件システムの改良についての示唆、その他甲が本件システムをナノサイエンス実証研究に利用する上での技術及び本件システムの改良に役立つ可能性の

ある情報を、最大限甲に提供するように努めるものとする。

- 2 乙は、本契約に定める本件システムの利用期間において、本件公募研究と本件システムの利用に関する甲の質問に対しては、回答するものとする。

(乙が提供した情報についての甲の守秘義務)

第5条 甲は、本件公募研究に関連して乙から秘密と指定の上、提供又は開示された秘密情報(前条に基づき提供・回答された情報を含む。)を秘密として保持するものとし、これらを第三者に提供、開示又は漏洩せず、且つ本件システム利用及び本件公募研究に関する研究以外の目的に使用しないものとする。但し、次の各号の一つに該当する情報についてはこの限りではない。

乙から提供又は開示された時、公知又は公開の事実であったもの

乙から提供又は開示された後、甲の責めに帰することのできない事由により公知又は公開の事実となったもの

乙から提供又は開示された時、既に甲が保有していたことを書面で証明できるもの

乙から提供又は開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを書面で証明できるもの

乙から文書による事前の承諾を得たもの

- 2 本件システムの研究に参加している他の研究機関の研究者に対し、守秘義務を課した上で必要な範囲で開示を行うことは妨げないものとする。
- 3 前項の規定は、本契約に定める本件システムの利用期間及びその後3年間有効に存続するものとする。

(報告書の提出)

第6条 乙は、平成17年5月15日までに、本件公募研究とその成果に関する報告書を提出するものとする。

- 2 前項の報告書には、本件公募研究の目的、方法及び成果の概要等を記載するものとする。

(責任制限)

第7条 甲は、本件システムの性能、安定性、正確性、セキュリティその他の機能につき、乙に対し保証しないものとする。

(本件システムの利用期間)

第8条 本契約に基づき乙が本件システムを利用できる期間は、平成 年 月 日から平成17年3月31日までとする。但し、甲と乙の合意によりその期間を延長することができるものとする。

- 2 乙が本契約に違反し、甲よりその旨の通知を受けた日から30日以内に是正しない場合には、甲は、前項に定める本件システムの利用期間を即時に終了させることができるものとする。

(甲の研究者等が本件公募研究に参加する場合の特例)

第9条 乙の要求に基づき、甲の教官その他の研究職員(以下「教官等」という。)が本件公

募研究自体に参加する場合には、本条の規定が適用されるものとする。

- 2 教官等が本件公募研究に参加する場合には、第3条第1項にかかわらず、本件公募研究の成果の帰属は以下の通りとするものとする。

乙の従業員が単独で得たものは、乙に帰属するものとする。

乙の従業員が教官等と共同で、又は教官等の研究成果に依拠して得たものは、双方の貢献度をふまえて合意により決定される持分割合により甲及び乙の共有とするものとする。

教官等が単独で得たものは、甲に帰属するものとする。

- 3 甲及び乙が前項第2号の共有する成果につき日本国及び外国での工業所有権の出願を希望する場合には、共同名義にてその持分を決めて出願を行い、弁理士費用、翻訳費用、出願料、登録料、その他の費用を双方の貢献度をふまえて合意により決定される持分割合により負担するものとする。甲及び乙の一方当事者が工業所有権の出願を希望しない国については、特許出願を希望する当事者は当該国について単独で出願を行うことができるものとする。この場合において、出願を希望しない当事者は、当該成果の当該国における工業所有権に関する権利の譲渡証書及びその他出願に必要な書類を、出願を希望する当事者に提出するものとする。
- 4 前項に基づき共同出願をした工業所有権が共同名義で権利として成立した場合、かかる工業所有権（以下「本件共有工業所有権」という。）の実施については、以下の通りとするものとする。

本件共有工業所有権については、特許法73条2項等の規定にかかわらず甲乙間の合意に基づいて実施しなければならないものとする。

甲乙間で乙及びその関係会社（乙が直接又は間接に50%以上の資本関係を有する親会社及び子会社をいう。以下同じ。）に独占的实施権を付与することを合意した本件共有工業所有権については、別途甲・乙間で「実施契約」を締結し、甲の持分に対応する実施料を甲に支払うことを条件として、乙及びその関連会社が独占的に実施できるものとする。

前項以外の本件共有工業所有権については、甲乙間で実施料につき事前に合意のうえ、互いに任意の第三者に非独占的に使用許諾することができるものとし、かかる使用許諾から得られる実施料は当該本件共有工業所有権の甲及び乙の持分に応じて配分するものとする。甲は、第三者への非独占的使用許諾につき、技術移転機関その他の仲介機関を自由に用いることができるものとする。乙及び乙の関連会社もかかる本件共有工業所有権につき非独占的な実施を希望する場合には、別途甲・乙間で「実施契約」を締結し、甲乙間で合意した第三者に対する実施料のうち甲の持分に対応する部分を甲に支払うものとする。

- 5 本件公募研究の成果に基づく工業所有権の出願権を保護するために、甲及び乙は、当該成果に関して以下の守秘義務を負うものとする。なお、本条の適用を受ける場合には第5条の規定は適用されない。

保護の対象となる可能性のある発明・考案がなされた場合には、かかる発明・考案につき少なくとも一つの国で出願がなされる場合は当該出願に基づき公開されるか、又はすべての国で出願を行わないことが決定されるまでの間、各当事者は出願権を有する（共有を含む。）他方当事者に対してかかる発明・考案に関する情報を秘密として保持する義務を負うものとし、相手方の同意なしに組織外の第三者には一切開示又は漏洩しないものとする。但し、弁理士、弁護士、公認会計士、及びこれに準じる専門家並びに本件公募研究又はそれと関係する研究にかかわる者に対しては、秘密保持義務を課した上で必要な範囲で

開示を行うことができるものとする。

他方当事者から照会があった場合には、単独又は共同で出願権を有する当事者は、本件公募研究の完了後1ヶ月以内に出願するか否かを決定し回答するものとする。

次項による研究成果の公表に関する協議がなされたにもかかわらず、工業所有権の出願の可能性を理由とした公表への異議が出されなかった場合には、本項第1号の規定にかかわらず、各当事者は当該協議にかかる研究成果の公表を行うことができるものとする。

6 教官等は、本件公募研究における自らの研究成果につき、乙と事前に協議の上で、論文、学会発表、その他の方法で公表することができるものとする。但し、事前協議において、乙が前項の守秘義務を理由に公表に対する異議を述べた場合には、出願又は出願を行わないことの決定により前項の守秘義務が消滅するまで教官等は公表を差し控えるものとする。

7 ナノサイエンス実証研究に加わっている他の研究機関の研究者が本件公募研究に参加する場合には、甲と事前協議のうえ、当該研究機関と乙は、本条の規定に準じた条件にて本件公募研究の成果の帰属等に関する書面合意を行うものとする。

(信義則)

第10条 本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 愛知県岡崎市明大寺町字西郷中38番地
岡崎国立共同研究機構
分子科学研究所長 茅 幸二 印

(乙)